

様式 1

事業報告書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 聖協会

① ☐ 財団 ☐ 社団(☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☐ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市久原2丁目999番地15

(3) 設立認可年月日 平成27年2月25日

(4) 設立登記年月日 平成27年3月9日

(5) 役員及び評議員

注) 1. により記載省略。

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	たなか循環器 内科	長崎県大村市久原2丁目999番地15	一般病床 0床 療養病床 0床

許可年月日	許可番号	内容
平成27年2月25日	長崎県指令26医政第684号	医療法人聖協会設立許可

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当事項なし。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当事項なし。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 12 月 28日 令和5年度事業計画(案)の承認の件

令和 6年 2 月 27日 令和5年度決算の承認決定の件

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
該当事項なし。

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当事項なし。

(7) そ の 他
特記すべき事項なし。

様式3-3

法人名 医療法人 聖協会
所在地 長崎県大村市久原2丁目999番地15

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸借対照表
(令和5年12月31日現在)

たなか循環器内科 (単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	160,134	I 流動負債	11,194
II 固定資産	47,544	II 固定負債	0
1 有形固定資産	38,857	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	88		
3 その他の資産	8,599		
(うち保有医療機関債)		負債合計	11,194
		科 目	金 額
		I 資本余剰金	
		II 利益余剰金	196,484
		1 代替基金	26,471
		2 その他利益余剰金	170,013
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基 金	0
		純資産合計	196,484
資産合計	207,678	負債及び純資産合計	207,678

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	130,150
2 事業費用	94,753
本来業務事業利益	35,397
事業利益	35,397
II 事業外収益	1,038
III 事業外費用	49
經常利益	36,386
IV 特別利益	1,954
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	38,340
法 人 税 等	10,121
当 期 純 利 益	28,219

様式2

法人名 医療法人 聖協会

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

所在地 長崎県大村市久原2丁目999番地15

財産目録
(令和5年12月31日現在)

たなか循環器内科

1. 資産額	207,678 千円
2. 負債額	11,194 千円
3. 純資産額	196,484 千円

(内訳)		(単位:千円)
区分		金額
A 流動資産		160,134
B 固定資産		47,544
C 資産合計	(A+B)	207,678
D 負債合計		11,194
E 純資産	(C-D)	196,484

土 地	☐ 法人所有	☐ 賃借	☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建 物	☐ 法人所有	☐ 賃借	☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式6

監事監査報告書

医療法人聖協会

理事長 田 中 協 栄 殿

私は、医療法人聖協会の令和5会計年度(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 2 月 27 日

医療法人 聖協会

監事 石山 祐 実